

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年八月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年七月十四日奈良県指令建第九六一一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年八月四日建第八五一三号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年八月四日建第五一〇〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市八川一一四番一及び一一四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市久米町七二〇番四

柴田優

北葛城郡王寺町久度二丁目一二番三

有限会社ラポール 代表取締役 保井芳昭

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 葛城市八川一一四番一及び一一四番三の各一部

一 許可番号

平成二十七年五月二十日奈良県指令建第九六一一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年八月四日建第八五一四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字三吉元音寺方四二九番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市北今市一丁目九八番地

柴田真也